公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| モノレール建設事務所 | 借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。　※数量については、面積での契約ではなく、区画番号で契約しており、数量１としている。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 |
| 建物 | 大阪府東大阪市長田東５－３－９ | 367.62㎡ | 執務室として使用 | 8,073,840円 | 令和３年３月１日から令和４年２月28日まで |
| 建物 | 大阪府東大阪市長田東５－３－９ | 367.62㎡ | 執務室として使用 | 8,073,840円 | 令和４年３月１日から令和５年２月28日まで |
| 建物 | 大阪府東大阪市長田東５－３－９ | 1（※） | 駐車場 | 198,000 円 | 令和３年４月１日から令和５年３月31日まで |

 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【公有財産事務の手引】第２章　公有財産の取得　第３節　借用　　府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |

 | 　公有財産台帳への登載漏れについては、財産活用課と調整の上、公有財産台帳に更新登録を行った。所内グループ長会議において監査結果の報告を行い、注意喚起を行った。今後は、台帳登録作業時に複数人でチェックするなど、チェック体制を強化の上、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月19日）